

「ペット販売契約書（犬猫用）」お買い上げの皆様へ

注目！



～ZPKより、大切なお知らせ～

消費者契約法改正に関する対応のお願い

この度お買い上げいただいた「ペット販売契約書（犬猫用）」の文面について、消費者契約法改正に合わせた修正が必要な箇所がございます。下記をご確認のうえで対応をお願いいたします。

消費者契約法改正とは？

2022年5月25日に消費者契約法を改正する法律が成立、2023年6月1日から施行され、「免責の範囲が不明確な条項の無効」として「(第8条第3項)賠償請求を困難にする不明確な一部免責条項(軽過失による行為にのみ適用されることを明らかにしていないもの)は無効」とされました。

【NGの例】当社は、法律上許される限り、1万円を上限として損害倍書責任を負います

【OKの例】当社は、軽過失の場合には、1万円を上限として損害倍書責任を負います

つまり

どのような場合に、どのような賠償が受けられるか、消費者が理解できるように記載されていない場合は、条項自体が無効となってしまいます！

※ただし、無効になるのは該当する条項（「ペット販売契約書（犬猫用）」の場合は第6条のみ）です。

そこで

現時点で販売中の「ペット販売契約書（犬猫用）」では、消費者契約法改正に対応できていないため、下記のように追加をお願いいたします。

こととします。

第6条（売主の責任）

次の場合に売主は責任を負います。

(1)（売主の責任）

買主は、売主に対し、契約日より6ヶ月以内に、ペットが販売時にはわからなかった疾患等があり、それが原因で、

① 死亡またはそれに準ずるような飼育継続に重大な支障をきたす場合は、契約の解除、または、解除に代えて第2条のペットの販売額を上限とした治療費（ただし治療費以外の交通費、時間外料金などの費用は除く）の請求を

② ①の程度に達しない場合で治療を要した場合は、第2条のペットの販売額を上限とした治療費（ただし治療費以外の交通費、時間外料金などの費用は除く）の請求をすることができます。

ただし、いずれの場合も、買主は、売主に対し、④本契約書、⑩治療を行った獣医師作成の診断書及び治療費

追加！

（ただし売主に故意または重過失がある場合を除く）※2箇所と同じ文章が入ります。



売主（事業者）に故意・重過失がある場合には、損害の全額を賠償する必要が生じます。現状の「ペット販売契約書（犬猫用）」では上限が設けられているため、文章を追加して法律に沿った内容にする必要があります。

※「故意」とは、結果が分かっているながら、あえてその行為をすること。「重過失」とは、少しの注意で簡単に結果を予測し防ぐことができたにも関わらず、注意を怠ってしまうことです。

知ってほしいこと

「ペット販売契約書（犬猫用）」の内容は、必要に応じて追加して使用することが可能です。ただし、法律に違反しないこと、内容についてお客様に説明・納得いただくことは必須です。

※「ペット販売契約書（犬猫用）」の下の点線部分には、買主に説明をして承いただいた事項について、第10条の特記事項として独自に内容を追加できます。例えば「第7条（特殊な症例の保障）」には〇〇〇〇〇（病名）も含まれますなど、他の条に関する内容もここに書き込んでOKです。

現在、消費者契約法改正への対応を含めた「ペット販売契約書（犬猫用）」全体の見直しを進めています。見直しが済み次第、新しいペット販売契約書を販売しますのでご了承願います。